

2023 年度市民による遺伝子組み換えでない表示市場調査活動

活動経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2023 年 4 月 1 日施行された遺伝子組み換え表示基準の改定により、組換え DNA が検出できない場合に限り、任意表示の「遺伝子組み換えでない」が表示できるという厳格化がおこなわれました。 ・ 但し、3 月 31 日製造分までは「遺伝子組み換えでない」という表示が可能です。 ・ この改定により、これまで食品表示ラベルに「遺伝子組み換えでない」と表示していた多くの食品から「遺伝子組み換え」や「でない」という文字が消える見通しです。 ・ 市場から「遺伝子組み換え」や「でない」という文字を見かけなくなることにより、市民の遺伝子組み換えへの関心が薄れます。 ・ 遺伝子組み換えでない表示の代わりに「分別生産流通管理していることがわかるよう表記できる」としてはいますが、今後、遺伝子組み換えでない表示ができないのであれば、コストのかかる分別生産流通管理をやめる事業者も出てくると思われます。 ・ そのことにより、単に遺伝子組み換えでない表示ができなくなるだけでなく、分別生産流通管理システム自体が使われなくなり、無くなる可能性も出てきます。 ・ 特にトウモロコシは風媒により交雑しやすく、1 粒に何種類もの遺伝子組み換え DNA が入っているため、どのように分別管理して輸送したとしても微量混入は免れません。 ・ 2023 年 3 月 20 日、ゲノム編集トウモロコシ「ワキシートウモロコシ」（届出者コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社）が厚労省に食品として、農水省に飼料として受理されました。
活動目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が遺伝子組み換えやゲノム編集作物・食品を注視し続けること。世論を喚起する。 ・ 遺伝子組み換えとその表示の現状を知る。 ・ 身近な食品を通じて、2023 年 4 月の改定前後でどのように変わったのかを知る。 ・ より多くの団体の共同取り組みにし、市民が遺伝子組み換えやゲノム編集食品を気にしていることを国や事業者に示す。 ・ 誰もが参加できる活動にし、食や食品表示、食品トレーサビリティに関心をもつきっかけとする。
調査対象食品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豆腐、醤油、コーンスナック菓子 ・ 独自の調査対象・調査項目等を加えていただくことは自由です。
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象食品の包材ラベルの「枠内」、「枠外」にどのように表記されているか調べる。 ・ 「遺伝子組み換えでない」表示の有無 ・ 「遺伝子組み換えでない」表示の代わりに書かれている表記 ・ 表示されていない
調査時期	2023 年 7 月～8 月、とりまとめ 2023 年 11 月

遺伝子組み換え表示制度について

- 1996年 日本で遺伝子組み換え作物・食品流通解禁
- 2001年 食品衛生法により安全性審査を義務化
- 2001年 JAS法及び食品衛生法の下、遺伝子組み換え食品表示制度施行
- 2004年 カルタヘナ法により環境影響評価を義務化
- 2015年 食品表示法に統合される
- 2023年 遺伝子組み換え制度の改正 遺伝子組み換えでない表示の厳格化
- 日本で遺伝子組換え食品を利用するためには、
 - 「食品」としての安全性を確保するために「食品衛生法」及び「食品安全基本法」
 - 「飼料」としての安全性を確保するために「飼料安全法」及び「食品安全基本法」
 - 「生物多様性」への影響がないように「カルタヘナ法」
- 遺伝子組換え食品表示について
 - 国内で流通している遺伝子組み換え作物は、食品衛生法に基づく安全性審査を経ています。表示の対象となる農産物やそれを原料とした加工食品は9農産物33加工品群となります。

2023年4月1日現在

	対象農作物	33加工食品群
1	大豆(枝豆及び大豆もやしを含む) 15食品群	1豆腐・油揚げ類、2凍豆腐、おから及びゆば、3納豆、4豆乳類、5みそ、6大豆煮豆、7大豆缶詰及び大豆瓶詰、8きな粉、9大豆いり豆、10 1から9までに掲げるものを主な原材料とするもの、11大豆(調理用)を主な原材料とするもの、12大豆粉を主な原材料とするもの、13大豆たんぱくを主な原材料とするもの、14枝豆を主な原材料とするもの、15大豆もやしを主な原材料とするもの
2	とうもろこし 9食品群	1コーンスナック菓子、2コーンスターチ、3ポップコーン、4冷凍とうもろこし、5とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰、6コーンフラワーを主な原材料とするもの、7コーングリッツを主な原材料とするもの(コーンフレークを除く。)、8調理用とうもろこしを主な原材料とするもの9 1から5までに掲げるものを主な原材料とするもの
3	ばれいしょ 6食品群	1ポテトスナック菓子、2乾燥ばれいしょ、3冷凍ばれいしょ、4ばれいしょでん粉、5調理用ばれいしょを主な原材料とするもの、6 1から4までに掲げるものを主な原材料とするもの
4	なたね	
5	綿実	
6	アルファルファ	アルファルファを主な原材料とするもの
7	てん菜	てん菜(調理用)を主な原材料とするもの
8	パパイヤ	パパイヤを主な原材料とするもの
9	からしな	

	義務表示	任意表示
根拠	①加工後もDNA又は由来タンパク質が残っている食品 ②GM作物由来原材料が重量に占める割合が5%以上 ③原材料に占める割合が上位3位まで 上記、①かつ②かつ③の場合に表示が義務づけられる	①加工後にDNA又は由来タンパク質が残っていない食品 ②加工後もDNA又は由来タンパク質が重量比5%未満 ③上位4位以下の場合
対象品目	9作物(大豆・とうもろこし・ばれいしょ・なたね・綿実・アルファルファ・てん菜・パパイヤ・カラシナ)と、豆腐、納豆、味噌、コーンスナック菓子など、わずか33食品群のみ。食用油や醤油など大半の食品が表示の対象外	食用油、醤油、加工副原料(糖類、タンパク質類、油脂類など)など。
GMの表示方法	「遺伝子組換え」又は「遺伝子組換え不分別」	表示なし
非GMの表示方法	表示なし または 2023年4月1日より、混入がないと認められる場合にのみ「遺伝子組み換えでない」表示可能 ※公定法検査の検出限界は、大豆0.05%前後、トウモロコシ0.1%前後の見込み。	

○ 2023年度4月1日からの新制度

	表示
分別生産流通管理をして、意図せざる混入率を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品	適切に分別生産流通管理された旨の表示が可能 <表示例> 「原材料に使用しているとうもろこしは、遺伝子組み換えの混入を防ぐため分別流通管理を行っています」 「大豆(分別生産流通管理済み)」 「大豆(遺伝子組換え混入防止管理済)」等
分別生産流通管理をして、遺伝子組み換えの混入が無いと認められる大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品	「遺伝子組み換えでない」 「非遺伝子組換え」等の表示が可能

食品ラベルの見方について

- この調査では対象となる食品原材料の大豆又はとうもろこしについて、任意表示の「遺伝子組み換えでない」表示又はそれに替わる新たな表記がどのようにされているかを調べます。
- 調査シートの1. 一括表示欄とは食品ラベルの枠で囲まれている名称や原材料等のことで、表示が義務付けられているものです。栄養成分についても義務付けられています。
- 調査シートの2. の任意表示では、枠外には商品名や「遺伝子組み換えでない」に替わる「分別生産流通管理済み」や「遺伝子組換え混入防止管理済」などの表記がされる場合があります。
- 食品により状況は違ってきますが、「遺伝子組み換えでない」表示が可能な場合として、2023年3月31日までに製造した場合は考えられます。
- 遺伝子組換えDNA・たんぱく質が検出されず「遺伝子組み換えでない」と表示されている場合もあります。

* * * * *

△△しょうゆの食品ラベル

●名称：こいくちしょうゆ（本醸造） ●原材料名：脱脂加工大豆（アメリカ製造又はインド製造）（遺伝子組換えでない）、小麦、食塩、大豆（遺伝子組換えでない）／アルコール
 ●内容量：450 ml ●賞味期限：欄外右側に記載 ●保存方法：直射日光を避け、常温で保存
 ●開封後の取扱い：常温で保存し、120日を目安に使用 ●販売者：○○株式会社 千葉県××市○○町010

●製造所：株式会社○○成田工場 千葉県成田市××00-01

[栄養成分表示：15ml（大さじ1杯）当たり] 熱量16kcal、たんぱく質1.6g、脂質0g、炭水化物2.0g、（糖質1.9g、食物繊維0.1g）食塩相当量2.3g

脱脂加工大豆の製造地は、製造の年の前年の1年間の使用実績順。

【調査シート記入例】

豆腐 醤油 コーンスナック菓子 その他（ ） 該当品目に✓を入れてください

1. 一括表示欄（法定の枠内表示）について

調査項目	記載内容
①「名称」	こいくちしょうゆ（本醸造）
②「販売者」	○○株式会社 千葉県××市○○町010
③「製造所」（または製造所固有記号）	株式会社○○成田工場 千葉県成田市××00-01
④「原材料名」に遺伝子組み換えに関する記述	ある ・ない

④で「ある」と回答した場合↓

⑤「対象原材料名（遺伝子組み換えに関する記述）」を転記	脱脂加工大豆（遺伝子組換えでない）、大豆（遺伝子組換えでない）
-----------------------------	---------------------------------

2. 任意表示（枠外表示）について

調査項目	記載内容
①商品名	
②枠外に 遺伝子組み換えに関する記述	ある・ <input type="checkbox"/> ない

②で「ある」と回答した場合↓

③「対象原材料名（遺伝子組み換えに関する記述）」を転記	
-----------------------------	--

3. その他

購入または調査日	2023年7月1日
購入または調査地域（都道府県名）	千葉県
購入または調査店名	〇〇商店
調査の感想・質問等	国産大豆であれば遺伝子組み換えでないと書いてもいいのでしょうか

Google フォームによる入力

<https://forms.gle/zNS7VdJBTlwvbnWY7>

